

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費無償化事業	①物価高騰等により、経済的負担が大きい多子世帯及び要保護・準要保護世帯の負担を軽減するため、白井市内小・中学校に通う第3子以降の生徒及び要保護・準要保護に該当する生徒の学校給食費を無償化する。 ②第3子以降の生徒及び要保護・準用保護に該当する生徒の学校給食費を無償化するための経費(教職員の給食費は含まれない) ③ ・第3子以降の生徒の無償化(給食センター) 15,732千円 ・第3子以降の生徒の無償化(桜台小・中) 661千円 ・要保護・準要保護生徒の無償化(小学校) 12,454千円 ・要保護・準要保護生徒の無償化(中学校) 9,759千円 ④以下のいずれかの要件に該当する保護者 ・3人以上の子を扶養していて上から数えて第3子以降の子が白井市立小中学校で給食の提供を受けている。 ・要保護・準要保護児童就学援助を受けている。	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費改定分助成	①物価高騰等により、学校給食の質・量を維持するためにやむを得ず給食費の改定を行ったが、増額分について保護者の経済的負担が大きいことから助成等を行い負担を軽減する。 ②公会計分は給食費増額分を賄材料費に追加、また、桜台小中学校においては、給食費増額分を各校長に補助する。(教職員の給食費は含まれない) ③ ・学校給食センター(通常分) 22,045千円 ・学校給食センター(特別支援教育) 418千円 ・桜台小・中学校(通常分) 915千円 ・桜台小・中学校(特別支援教育) 13千円 ④市内小・中学校の保護者等	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	高校生医療費助成(国R6補正分)	【当該事業はNo.8事業とともに実施 ※R6補正予算分】 ①物価高騰等に直面する中、高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に医療費の給付を行い、経済的負担を軽減することで、安心して子育てできる環境づくりを進めることを目的とする。 ②助成に係る事業費 ③子ども医療費(高校生等) 総事業費59,965千円(うち充当する対象経費:52,296千円) ※R6年度決算見込み額と同額を総事業費として計上。 ④本市に住民登録があり、医療保険各法による保険に加入している高校生等(15歳に達する日以降の最初の4月1日から18に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	高校生医療費助成(国R7予備費分)	【当該事業はNo.7事業とともに実施 ※R7予備費追加分】 ①物価高騰等に直面する中、高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に医療費の給付を行い、経済的負担を軽減することで、安心して子育てできる環境づくりを進めることを目的とする。 ②助成に係る事業費 ③子ども医療費(高校生等) 総事業費59,965千円(うち充当する対象経費:7,669千円) ※R6年度決算見込み額と同額を総事業費として計上。 ④本市に住民登録があり、医療保険各法による保険に加入している高校生等(15歳に達する日以降の最初の4月1日から18に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	準要保護児童援助(学用品費、通学用品費、新入学児童学用品費)	①物価高騰等に直面する中、経済的な理由で就学が困難な世帯を対象に学用品費などの援助を行い、経済的負担を軽減することで、安心して子育てできる環境づくりを進めることを目的とする。 ②準要保護児童援助費に係る経費 ③準要保護児童援助費 対象経費4,726千円 学用品費 226人分 2,800,140円 通学用品費 195人分 442,650円 新入学児童生徒学用品費等 26人 1,483,560円 ④市内に住所があり、白井市立小学校に在学する児童の保護者で、市より準要保護の認定を受けている者。	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	準要保護生徒援助(学用品費、通学用品費、新入学生徒学用品費)	①物価高騰等に直面する中、経済的な理由で就学が困難な世帯を対象に学用品費などの援助を行い、経済的負担を軽減することで、安心して子育てできる環境づくりを進めることを目的とする。 ②準要保護生徒援助費に係る経費 ③準要保護生徒援助 対象経費6,826千円 学用品費 150人分 3,631,500円 通学用品費 103人分 233,810円 新入学生徒学用品費等 47人 2,961,000円 ④市内に住所があり、白井市立小・中学校に在学する生徒の保護者で、市より準要保護の認定を受けている者	R7.4	R8.3
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進(公共調達)	①物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。 ②実質的な賃上げにつながる価格転嫁分(当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求める) ③価格転嫁分に相当する金額 4,485千円 役務(変更契約)1件 ④物価高騰の影響を受ける中小企業	R7.4	R8.3